

障第246号  
令和8年5月8日

各指定児童発達支援事業所運営法人代表者  
各指定放課後等デイサービス事業所運営法人代表者  
各指定保育所等訪問支援事業所運営法人代表者  
(岐阜市所管の事業所を除く。)

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

指定障害児通所支援事業所における自己評価結果等の公表  
及び県への届出について(照会)

指定児童発達支援事業所、指定放課後等デイサービス事業所及び指定保育所等訪問支援事業所においては、「岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」(平成24年岐阜県条例第82号)第27条第5項から第7項まで、第72条(第27条準用)及び第80条(第27条準用(第4項を除く。))の規定により、自己評価及び事業所を利用する障がい児の保護者による評価(保育所等訪問支援にあつては、当該事業所の訪問支援員が当該障がい児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設による評価を含む。)について、おおむね1年に1回以上の実施と公表、都道府県への届出が義務付けられているところです。

つきましては下記に留意いただき、令和7年度中に実施いただいた自己評価結果等の公表状況に関しまして、届出いただきますようお願いいたします。なお、**令和7年4月30日以前に指定を受けた事業所について、期限までに届出がない場合、自己評価結果等未公表減算が適用されます**ので、ご承知おきください。

記

1. 対象事業所

以下のいずれかのサービスを実施している事業所(岐阜市内を除く)であり、令和7年5月1日時点で指定から1年以上が経過している事業所

- ・児童発達支援センター
- ・児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援

## 2. 届出先

- (1) 岐阜圏域（羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町）  
に所在する指定事業所  
→ 岐阜県 岐阜地域福祉事務所
- (2) 上記（1）以外の指定事業所  
→ 岐阜県 健康福祉部 障害福祉課

## 3. 届出方法

下記のオンライン回答フォームもしくはQRコードより、令和7年度実施・公表分についてご回答ください。なお、上記2のとおり、届出先によって回答フォームが異なりますので、ご注意ください。

- (1) 岐阜圏域（羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町）  
に所在する指定事業所

【オンライン回答フォームURL】

<https://logoform.jp/form/T8mB/1564209>

【QRコード】



- (2) 上記（1）及び岐阜市内にある事業所以外の指定事業所

【オンライン回答フォームURL】

<https://logoform.jp/form/T8mB/1561167>

【QRコード】



## 4. 届出期限

令和8年5月29日（金）【厳守】

## 5. 回答に係る注意点

- 指定を受けているサービスごとにご回答ください。  
（多機能型事業所の場合、サービスごとに回答が必要です。）
- 令和7年5月1日以降に指定を受けた事業所については、回答不要です。

6. 自己評価結果等未公表減算について

おおむね1年に1回以上、自己評価結果等の公表が適切になされていない場合は、以下のとおり減算対象となります。

対 象 サ ー ビ ス：児童発達支援（旧指定医療型児童発達支援事業所及び旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障害児に対し行う児童発達支援を除く。）

放課後等デイサービス

保育所等訪問支援

算 定 単 位 数：所定単位数の100分の85（15%減算）

減算対象及び減算期間：都道府県に届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、利用者全員について減算を適用

【減算期間に関する当県の取扱い】

- ・令和7年4月30日以前に指定を受けた事業所

→令和8年5月29日（金）までに届出がない場合、令和8年5月サービス提供分から減算を適用します。

- ・令和7年5月1日以降に指定を受けた事業所

→指定からおおむね1年を目途に自己評価結果等を公表した上で、令和9年度に発出する本件通知において示された期限までに届出を行う場合は、令和8年度中の減算適用はありません。

※本通知に係る問い合わせ先

（問い合わせ先は届出先によって異なります。）

所属	岐阜県健康福祉部障害福祉課 事業所指導係		
係長	奥田	担当	渡邊
電話	058-272-8302		
E-mail	<a href="mailto:c11226@pref.gifu.lg.jp">c11226@pref.gifu.lg.jp</a>		

所属	岐阜県岐阜地域福祉事務所 福祉課地域福祉第二係		
係長	若山	担当	入山
電話	058-272-8287		
E-mail	<a href="mailto:c22801@pref.gifu.lg.jp">c22801@pref.gifu.lg.jp</a>		